

砥部町民生委員協力員設置要綱

平成31年3月15日
砥部町告示第20号

(趣旨)

第1条 この告示は、民生委員法（昭和23年法律第198号）に定める民生委員及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童委員（以下「民生委員」という。）の負担軽減を図るとともに、その担い手となる人材を育成することにより、本町の地域福祉を推進するため、砥部町民生委員協力員（以下「協力員」という。）を配置することについて必要な事項を定めるものとする。

(配置基準)

第2条 協力員は、原則として民生委員1名につき1人を置くことができるものとする。

(委嘱)

第3条 協力員は、砥部町民生児童委員協議会（以下「民児協」という。）会長の推薦に基づき、町長が委嘱する。

(推薦)

第4条 民生委員（民生委員の候補者も含む。）は、その活動を行うに当たり協力員を必要とするときは、原則として担当区域内に居住する者の中から協力員候補者を1人選び、民児協の会長に対し、協力員の設置を要請することができる。

2 民児協の会長は、前項の要請があったときは、民児協において協議を行い、協力員の設置が必要であり、かつ、前項に規定する者が、次条に規定する要件に該当すると決定したときは、町長に対し、砥部町民生委員協力員推薦書（様式第1号）により推薦する。

(要件)

第5条 協力員は、人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、かつ、社会福祉の増進に熱意のある者でなければならない。

(任期)

第6条 協力員の任期は、当該協力員が補助する民生委員の任期に準じる。

2 協力員の再任は妨げない。

(職務等)

第7条 協力員は、民生委員と協力し、その指示及び指導のもとに、民生委員の活動を補助する。

2 協力員は、その職務に関し、町長、民児協会長及び当該協力員が補助する民生委員の指揮監督を受けるものとする。

(義務)

第8条 協力員は、前条に規定する職務の遂行に当たっては、民生委員法第15条及び第16条第1項に定める義務に準じた義務を負う。

2 協力員は、町長、民児協の会長又は当該協力員が補助する民生委員の指示があった

場合を除き、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職務を退いた後も同様とする。

- 3 協力員は、前2項の規定を遵守する旨の誓約書（様式第2号）を、町長に提出しなければならない。

（報償費等）

第9条 町長は、協力員に対し、活動に要する費用を弁償するため報償費として月額1,000円を支給することとし、支給基準は次のとおりとする。

- (1) 委嘱日が各月の1日付の協力員に対する報償費の支給開始月は、委嘱された月からとする。
 - (2) 委嘱日が前号以外の日付の協力員に対する報償費の支給開始月は、委嘱された翌月からとする。
 - (3) 退任又は死亡した協力員の支給終了月は、退任又は死亡をした月とする。
- 2 報償費は、4月1日から9月30日までの額及び10月1日から翌年3月31日までの額に分けて支給するものとする。
 - 3 報償費の支給の時期は、砥部町民生委員・児童委員に対する報償費支給要綱（平成30年砥部町告示第135号）第4条の規定を準用する。

（解嘱）

第10条 町長は、協力員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを解嘱することができる。

- (1) 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
 - (2) 職務を怠り、又は職務上の義務に違反したとき。
 - (3) 協力員としてふさわしくない非行のあったとき。
 - (4) その他町長が協力員としてふさわしくないと認めたとき。
- 2 町長は、前項に掲げるもののほか、協力員から砥部町民生委員協力員辞任届（様式第3号）が提出されたときは、当該協力員を解嘱することができる。

（協力員証の交付等）

第11条 町長は、協力員を委嘱したときは、その身分を証明する砥部町民生委員協力員証（様式第4号。以下「協力員証」という。）を交付するものとする。

- 2 協力員は、第7条に定める職務を行うときは常に協力員証を携帯し、身分を証明する必要があると認めるとき、又は要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 協力員は、任期満了等により協力員でなくなったときは、直ちに協力員証を町長に返還しなければならない。

（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか、協力員の設置及び運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

砥部町民生委員協力員推薦書

年 月 日

砥部町長 様

砥部町民生児童委員協議会

会長（自署） _____

砥部町民生児童委員協議会では、民生委員協力員の配置が必要であるため、砥部町民生委員協力員設置要綱第4条の規定に基づき、次のとおり民生委員協力員の候補者について推薦します。

1 民生委員協力員の配置を必要とする民生委員・児童委員

| | | | |
|------------|-----|-------|------|
| ふりがな 氏名 | | 担当区域 | |
| 在職期間 | 年 月 | 担当世帯数 | 約 世帯 |
| 配置を希望する理由 | | | |

2 民生委員協力員候補者（区分：新任・再任）

| | | | | | |
|------------|-------------|---------------|-------------------|------|-------|
| ふりがな 氏名 | | 性別 | 男・女 | 生年月日 | 年 月 日 |
| 住 所 | 砥部町 電話番号 | | | | |
| 職 業 | | 民生委員 経 験 歴 | 有（ 年 月～ 年 月） 無 | | |
| 推 薦 理 由 | | | | | |

添付書類：誓約書（様式第2号）

誓約書

- 1 砥部町民生委員協力員として活動を行うにあたり、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によって、差別的な取り扱いをしません。
- 2 活動上の地位を、宗教布教又は政党、政治的目的のために利用しません。
- 3 町長、民児協会長及び民生委員・児童委員の指示があった場合を除き、職務上知り得た秘密を他に漏らしません。また、その職を退いた後も同様に漏らしません。

以上について遵守することを誓います。

砥部町長 様

年 月 日

氏名（自署） _____

砥部町民生委員協力員辞任届

年 月 日

砥部町長 様

住 所 _____

氏名（自署） _____

私は、このたび、民生委員協力員を辞任したいので、次のとおり届け出ます。

| | |
|-------|---|
| 辞任年月日 | 年 月 日 |
| 辞任理由 | |
| 担当区域 | |
| 確認欄 | 砥部町民生児童委員協議会会長 氏名（自署） _____ 担当民生委員・児童委員 氏名（自署） _____ |

返却書類：民生委員協力員証、保有していた個人情報文書など

様式第4号（第11条関係）

（表）

| | |
|------------------------------|---|
| 砥部町民生委員協力員証 | |
| 写 真 | 氏 名 生 年 月 日 担 当 区 域 委 嘱 年 月 日 有 効 期 限 |
| 上記の者は、砥部町民生委員協力員であることを証明します。 | |
| 年 月 日 | 砥部町長 印 |

（裏）

| | |
|--|--|
| 砥部町民生委員協力員設置要綱（抄） | |
| （職務等） | |
| 第7条 協力員は、民生委員と協力し、その指示及び指導のもとに、民生委員の活動を補助する。 | |
| 2 協力員は、その職務に関し、町長、民児協会会長及び当該協力員が補助する民生委員の指揮監督を受けるものとする。 | |
| （義務） | |
| 第8条 協力員は、前条に規定する職務の遂行に当たっては、民生委員法第15条及び第16条第1項に定める義務に準じた義務を負う。 | |
| 2 協力員は、町長、民児協の会長又は当該協力員が補助する民生委員の指示があった場合を除き、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職務を退いた後も同様とする。 | |
| 3 協力員は、前2項の規定を遵守する旨の誓約書（様式第2号）を、町長に提出しなければならない。 | |
| （協力員証の交付等） | |
| 第11条 町長は、協力員を委嘱したときは、その身分を証明する砥部町民生委員協力員証（様式第4号。以下「協力員証」という。）を交付するものとする。 | |
| 2 協力員は、第7条に定める職務を行うときは常に協力員証を携帯し、身分を証明する必要があると認めるとき、又は要求があったときは、これを提示しなければならない。 | |
| 3 協力員は、任期満了等により協力員でなくなったときは、直ちに協力員証を返還しなければならない。 | |